

認知症施策に関する国・東京都・葛飾区の動き

1 国の動き

(1) 「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」 (新オレンジプラン) の策定

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して関係府省庁が共同で策定しました（平成27（2015）年1月27日）。

認知症の方を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の方に寄り添いながら、認知症の方が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境を整備することが求められていることから、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進するため、7つの柱に沿って施策に取り組んでいます。

各自治体における第7期介護保険事業支援計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の策定に合わせて平成29（2017）年7月に改定され、認知症サポーターの人数や認知症初期集中支援チーム設置市町村数、認知症カフェ等の設置市町村数などを目標値として定めています。

【具体的な施策（7つの柱）】

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③若年性認知症施策の強化
- ④認知症の人の介護者への支援
- ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦認知症の人やその家族の視点の重視

(2) 認知症施策推進大綱（令和元（2019）年6月18日 認知症施策推進関係閣僚会議決定）

認知症は誰にとっても身近なものであり、認知症の方や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指しています。

※「共生」…認知症の方が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

※「予防」…「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

【具体的な施策】

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤研究開発・産業促進・国際展開

(3) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」）の成立 （令和5（2023）年6月14日）

認知症の方を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を目指して、令和6（2024）年1月1日に施行されました。

これにより、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部が設置され、認知症の方や家族等により構成される認知症施策推進会議の意見を聴きながら、認知症施策推進基本計画が策定されました。

【認知症施策推進基本計画の基本的施策】

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等

【計画期間】

令和6（2024）年12月～令和11（2029）年度までのおおむね5年間

2 東京都の動き

(1) 第9期東京都高齢者保健福祉計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）の策定

「認知症施策の総合的な推進」を重点分野に位置付け、認知症の方が容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けることができるよう、医療機関や介護サービス事業者等、様々な地域資源が連携したネットワークを構築することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちの実現を目指しています。

(2) 東京都認知症施策推進計画の策定

認知症の方を含めた都民一人一人が支え合いながら共生し、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現に向けて、認知症基本法第12条に基づき、東京都の実情に即した計画の策定を進めています。

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間を計画期間として、「東京都認知症施策推進会議」で検討しています。

3 葛飾区の動き

(1) 葛飾区基本計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）及び葛飾区中期実施計画（令和6（2024）年度～令和9（2027）年度）における認知症施策の位置付け

葛飾区基本計画の健康・福祉分野において、政策6「高齢者支援」、施策3「高齢者要介護・自立支援」の中で、「高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします」として、認知症への支援に取り組んでいます。

葛飾区中期実施計画では、「認知症事業の充実」を計画事業に位置付け、幅広い世代に認知症への正しい理解を広める「普及啓発」、認知症を早期に発見し、適切な支援につなげる「早期発見・早期支援」、認知症により徘徊する方を早期に発見、保護することで高齢者の身体・生命の安全を守るとともに、万が一の事故等に備え家族の安心につなげる「認知症高齢者徘徊対策」に取り組み、地域全体で認知症の方を支える仕組みを含め、認知症の方やその家族を支援していく体制を強化します。

(2) 第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）の策定

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、基本目標2「いつまでも安心して暮らす」、施策2「認知症高齢者施策の充実」において、「認知症事業の充実」を計画・重点事業に位置付けています。

(3) 第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）の策定

「被虐待者の認知症の症状」は高齢者虐待の発生要因の一つであり、認知症の症状がある高齢者、だけでなく、介護している家族等への支援が必要な背景があることから、「孤立しない地域づくり」「認知症対策の推進」「養護者支援の強化」を重点施策に位置付け、高齢者虐待の防止に取り組んでいます。

(4) 第2期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）の策定

成年後見制度の利用が必要な区民が必要な支援を受けられるよう、支援体制の整備や制度運用の促進を図ることによって、本人の社会参加を促進するとともに地域全体で支え合う地域共生社会の実現に取り組んでいます。

権利擁護支援の必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげるとともに本人や後見人などの支援、本人の意思決定支援を土台とした身上保護や財産管理などの支援等を行います。

(5) 葛飾区人権施策推進指針の改定（令和2（2020）年3月）

基本理念を「全ての政策・施策・事業を通じて、互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現します」として、高齢者の権利擁護の取組の推進や虐待ゼロの地域社会づくり、地域の中で安心して暮らせる認知症共生社会を目指すことなどを施策の方向性に位置付けています。

(6) 第2次かつしか健康実現プラン（平成31（2019）年度～令和5（2023）年度）の策定

基本目標1「すべての区民の健康づくりの推進」、施策4「高齢者の健康づくり」において、高齢期になると、加齢に伴い、筋力や食欲、認知機能などの心身の活力が低下してフレイル状態になりやすくなることから、「区民と取り組む介護予防事業」「認知症の早期発見・早期支援の推進」を重点事業に位置付けています。

4 参考：他自治体の状況

(1) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例の制定 第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の策定

世田谷区は、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、令和2（2020）年10月に「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行しました。

令和3（2021）年3月に条例に基づく推進計画として「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を策定しています。令和6（2024）年度から令和8（2026）年度は第2期計画期間として、「認知症観の転換」「本人が発信・参加、とものつくる」「みんなが備える」「私の希望ファイル」「希望と人権を大切に、暮らしやすい地域をとものつくる」を重点テーマに位置付けて認知症施策を総合的に推進しています。

(2) 中野区認知症施策推進計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）の策定

認知症基本法第13条に基づく市町村認知症施策推進計画として、中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）に内包しています。「正しい理解を深めるための普及啓発、権利擁護」「早期発見・早期対応を支える体制」「認知症の人にやさしいまちづくり」を施策に位置付け、地域共生社会の実現に向けた取組を進めています。

(3) 浦安市認知症とともに生きる基本条例の制定

令和4（2022）年7月に「浦安市認知症とともに生きる基本条例」を施行し、認知症を生活全般に関わる地域の課題として捉え、医療・介護・福祉に関するサービスを提供する事業者だけでなく、認知症の方や家族等、地域において認知症の方の支援にかかわる機関が連携し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指しています。